

南大隅町DX推進計画

(案)



令和8年●月

目次

第1章 計画の趣旨	2
1. 計画の策定にあたって	2
2. 計画の位置づけと期間	3
第2章 計画の基本方針と目標	4
1. 基本目標（基本理念）	4
2. 基本方針	4
3. 取り組みの分野	5
第3章 取り組み分野	6
取り組み分野における推進方針は次のとおりとし、別表による事業を推進します。	6
1. 働く～産業育成・事業者支援	6
2. 呼び込む～観光振興・関係交流人口増大	6
3. 育てる～結婚・出産・子育て・教育への支援	6
4. 暮らす～健康増進・地域コミュニティ	6
5. 自治体DX	6
6. 官民データ活用の推進	7
7. 推進体制の充実	7
第4章 推進体制	7
（別表）取り組み分野における事業	9
付録 用語説明	12

第1章 計画の趣旨

1. 計画の策定にあたって

我が国では、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少及び大都市圏への人口集中による地域の担い手不足、大規模自然災害の増加、さらには令和2年（2020年）からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴う社会経済活動の制限によって、今までの生活や暮らしが大きく変わり、社会や経済に深刻な影響を与えています。

このような中、国は地方からデジタルの実装を進め、地方と都市の差を縮め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」として、「心ゆたかな暮らし」（Well-Being）と「持続可能な環境・社会・経済」（Sustainability）を実現していく構想です。第5世代移動通信システム（5G）やデータセンターなどデジタルインフラの整備や誰一人取り残さず、すべての方がデジタル化のメリットを享受できるよう、地方に対するデジタル田園都市国家構想推進交付金（令和7年度より「新しい地方経済・生活環境創生交付金」令和8年度「地域未来交付金」へ名称変更）の創設など様々な取組が始まっています。

こうした基盤となるのが、令和3年（2021年）9月に施行された「デジタル社会形成基本法」で、目指すべきデジタル社会のビジョンは、「ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現」「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」です。地方公共団体は、この基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の特性を活かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有するとされています（基本法第14条）。また、国においては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（閣議決定）や「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画第5.0版（以下、「第5.0版」という。）」を令和7年（2025年）12月に改定し、自治体のDX推進を支援します。

本町においても、総人口が継続して減少し、高齢化率は令和2年（2020年）時点で、約49.3%に達するなど、人口構造のアンバランス化が深刻化し、労働力不足の深刻化や地域活力が低下し、医療・介護サービスの維持、公共サービス提供体制の安定的な運営に対する大きな課題が生じています。生産年齢人口の減少に伴う労働力の不足、老人人口割合の増加に伴う社会保障関連経費の増大等が予想され、行政サービスの提供及び安定的な行政運営に対する大きな課題となることが考えられます。

このような状況を踏まえ、本町においても地域課題の解決を図るためにICT（情報通信技術）をはじめとする先端技術を町民生活のあらゆる面で活用するとともに、これらのデジタル技術を手段とした行政全体のあり方の再構築や組織文化の刷新などの変革（DX）を成し遂げ、新たな価値の創造を進めていくため、南大隅町DX推進計画を策定することとしました。

DXを推進するにあたっては、既存の行政手続を前提とするのではなく、業務内容や業務プロセス等を抜本的に見直し、再構築する（BPRの取組の徹底）ことが大前提となり、データの様式統一化と多様な主体によるデータ流通を促進し、客観的な根拠に基づく政策形成を行います。

また、高齢化・過疎化が進む地方においてはドローンや自動運転などのデジタル技術活用が地域住民の生活基盤・コミュニティを維持するための鍵となっています。こうした技術を実際に活用していくには、ハード・ソフト・ルールなどのインフラ（＝デジタルライフライン）整備が必要となることから、国（経済産業省）は「デジタルライフライン全国総合整備計画」を策定し実行していくこととしています。

ICTの利活用が進むことに伴い、サイバー攻撃などの脅威から個人情報等を守るために情報セキュリティ対策の強化や、災害時等における事業継続性の確保が重要となっています。令和6年度地方自治法改正により、令和8年度には、国の第5.0版に準じたセキュリティ方針を定めた南大隅町セキュリティ方針を策定します。

これらを踏まえ、町民ニーズを捉えながら地域情報化及び地域のデジタルトランスフォーメーション（DX）を計画的に推進するため、南大隅町DX推進計画を策定します。

令和5年5月1日に、南大隅町デジタルファースト宣言を行い、次のとおり目指す姿を示しました。

- 「町民サービス」のデジタルファースト
オンライン申請の充実をはじめ、教育、子育て、防災、福祉等の様々な分野においてデジタルを活用し、町民の利便性の向上を目指します。
- 「行政運営」のデジタルファースト
AI・ICTなどの先端技術を活用し、BPR（業務改革）および事務の効率化を進め、町民に寄り添った行政運営を行います。
- 「タウンプロモーション」のデジタルファースト
デジタル技術を活用した町政情報の発信・プロモーションを戦略的に展開し、関係人口の拡大を目指します。

2. 計画の位置づけと期間

本計画は、令和7年度（2025年度）を始期とする「南大隅町第3次総合振興計画」（令和7年度から令和16年度までの10年間）の実施計画の一つとして位置づけられ、特に同計画の重点戦略に特化した「南大隅町デジタル田園都市国家構想総合戦略・人口ビジョン（以下、

「総合戦略」という。)」(令和7年度から令和11年度までの5年間)と一体的に推進するものとします。

また、本計画は、官民データ活用推進基本法第9条第3項に規定する官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画としても位置づけられます。

計画期間は、国の第5.0版に準じて特定の期間を設定せず、令和7年度(2025年度)を開始年度として、5年間を目途に取組を推進します。社会情勢やデジタル技術の進展に応じて、毎年度計画の見直しを行い、柔軟に対応します。

第2章 計画の基本方針と目標

1. 基本目標（基本理念）

本計画は、南大隅町第3次総合振興計画の「まちの将来像」を地域ビジョンとして継承し、以下の基本目標の実現を推進します。

【誰もが生き生きと輝き、ともに成長する本土最南端のまち・南大隅町】

2. 基本方針

目標を達成するため、本計画では、第3次総合振興計画のまちづくりの基本理念に、「デジタル技術の活用」および「町内外の連携推進」というDX推進に不可欠な視点を加えた総合戦略の基本的視点と連動して、以下の実現を目指します。

1. 町民の“安心・安全”の確保と“幸せ”の実現

時代の大きな転換期である今こそ行政の基本的役割を見つめ直し、町民の安心・安全を確保するとともに、町民が真の豊かさや幸せを実感し、生き生きと生活できるまちを目指します。

2. “持続可能な”まちづくりの推進

財政状況が厳しさを増すことが見込まれるため、限りある行政経営資源を効果的・効率的に活用し持続可能なまちを目指します。また、町民の知恵と力を活かした協働のま

ちづくりや、多様な主体によるまちづくりの担い手と連携して持続可能なまちを目指します。

3. “まちの活力と魅力” の創出

本土最南端という地理的な条件や佐多岬をはじめとした観光資源と豊かな食資源に恵まれた地域資源の活用に向け、果敢にチャレンジし、その可能性を拓げながら、南大隅町らしさを十分に発揮したまちづくりを戦略的に推進し、まちの活力と魅力を創出します。

4. デジタル技術の活用

I C T（情報通信技術）やA I等の先端技術を積極的に活用し、行政運営の効率化・高度化、および住民サービスの利便性向上を図ります。

5. 町内外の連携推進

行政だけでなく、町民や事業所・団体、県や近隣の市町村、本町に関心を寄せてくれる町外のプレイヤーなど様々な主体と積極的に連携することによって相乗効果を生み出し、人口減少と超高齢社会を乗り越えていく取組を推進します。

3. 取り組みの分野

上記基本目標を実現するため、本町の地域情報化及びDX推進に係る取り組みを、以下の7分野で推進します。なお、これらの分野は、総合戦略の基本目標と連動し、その達成を支援するものです。

1. 働く～産業育成・事業者支援
2. 呼び込む～観光振興・関係交流人口増大
3. 育てる～結婚・出産・子育て・教育への支援
4. 暮らす～健康増進・地域コミュニティ
5. 自治体DX
6. 官民データ活用の推進
7. 推進体制の充実

第3章 取り組み分野

取り組み分野における推進方針は次のとおりとし、別表による事業を推進します。

1. 働く～産業育成・事業者支援

商工会、観光協会、農林水産業従事者と協働し、産業育成・雇用創出に関連するＩＣＴ関連事業を推進します。この分野のDX推進は、総合戦略の「基本目標1：産業を育成し、経済の好循環を図る」を支援します。

2. 呼び込む～観光振興・関係交流人口増大

観光振興・関係交流人口増大、移住・定住促進を図るためのＩＣＴ関連事業を推進します。この分野のDX推進は、総合戦略の「基本目標2：資源を活かし、関係・交流人口を増やす」を支援します。

3. 育てる～結婚・出産・子育て・教育への支援

町民の子育て支援などの環境整備に関連するＩＣＴ関連事業を推進します。この分野のDX推進は、総合戦略の「基本目標3：安心して子育てができる環境を整備する」を支援します。

4. 暮らす～健康増進・地域コミュニティ

町民の健康づくり活動や福祉、コミュニティづくりに関連するＩＣＴ関連事業を推進します。この分野のDX推進は、総合戦略の「基本目標4：町民の暮らしを守り、地域コミュニティの活性化を図る」を支援します。

5. 自治体DX

行政手続のオンライン化など、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進します。この分野のDX推進は、第3次総合振興計画の「基本目標5：多様な主体と協働し、時代を先

取りする行政経営を目指すまち」を支援します。また、国第5.0版に準じて、以下の重点取り組み事項を設定します。

- (1) 自治体フロントヤード改革の推進
- (2) 地方公共団体情報システムの標準化
- (3) 「国・地方デジタル共通基盤」に基づく共通化等の推進
- (4) 公金収納におけるe L-QR（地方税統一QRコード）の活用
- (5) マイナンバーカードの取得支援・利用の推進
- (6) セキュリティ対策の徹底
- (7) 自治体のA I利用推進
- (8) テレワークの推進

6. 官民データ活用の推進

町が保有するデータについて、誰もが容易に利用できるようオープンデータ化を目指します。この分野のDX推進は、データドリブンな行政運営（EBPM）の実現を支援し、「デジタル技術の活用」の基本的視点を推進します。

7. 推進体制の充実

本計画において各事業の適切な実施と推進をするための体制づくりを進めます。この分野のDX推進は、全序的・横断的なDX推進体制の確立、デジタル人材の確保・育成を重点的に行い、計画の「持続可能なまちづくりの推進」を支援します。

第4章 推進体制

本計画の推進には、行政をはじめ、民間、地域団体、町民が一丸となって取り組む必要がありますが、計画の策定及び推進に中心的役割を果たす行政側の推進体制が重要です。

限られた予算の中、組織の壁を越えて、全体最適化の見地からDXを推進するためには、効果的な推進体制の構築が不可欠です。南大隅町長自らが変革（=DX）に強い方針を持って取り組む体制とします。合わせて、国第5.0版に基づき、令和9年度までに「デジタル人材の確保・育成に係る方針」を策定します。

本計画における行政側の体制は以下の通りです。

役職/組織	構成員	役割
最高情報統括責任者（C I O）	副町長	DX推進計画の統括
最高情報統括責任者職務代理	デジタル推進課長	DX推進計画の統括の代理・補佐
I T P L（ITプロモーションリーダー）会議	課長級	DX推進計画の策定、推進、変更及び行政事務の情報化に関する総合調整 《P D C Aサイクルにおける「P」を担当》
事業主管課		DX推進計画の実行 《P D C Aサイクルにおける「D」を担当》
デジタル推進課		事業所管課のDX推進計画における進行管理、情報化政策の支援・調整、情報セキュリティ点検 《P D C Aサイクルにおける「C」の一部を担当》
I T T F（ITタスクフォース）	職員	各課におけるDX推進計画の窓口、情報共有、情報配信、課内の調整

南大隅町情報セキュリティポリシーにおける最高情報セキュリティ責任者（C I S O）や、A I 統括責任者（C A I O）を定め連動した推進体制を図ります。

(別表) 取り組み分野における事業

取り組み分野	事業
1. 働く～産業育成・事業者支援	<ul style="list-style-type: none"> ① ふるさと納税の出品増や、事業者への伴走支援、共同出品モデルの試行、および地域ブランド認定制度による質の向上を推進する。 ② 農地・空き家・支援情報を一元管理しWEBで可視化することで、就農希望者への情報提供とマッチングを強化する。 ③ 農林水産業におけるIoT機器活用のため、通信環境に応じた支援を行う。(LPWA/衛星通信/小型基地局導入支援)。 ④ 畜農計画書の申請プロセスにおいて、地番のデジタル可視化、オンライン申請フォーム化、およびデータ連携による事務作業の自動化を図る。 ⑤ 農業委員会現地確認や、その他現地確認業務のデジタル化を推進し、シンプルで実用的なツールの導入、データ連携の自動化、現場中心の研修を継続する。 ⑥ 漁港の放置廃船台帳を作成し危険度を分類する等データ管理を行い、国補助の活用、行政代執行ルート整備、および廃船予防ルールの策定による処理を促進する。
2. 呼び込む～観光振興・関係交流人口増大	<ul style="list-style-type: none"> ① 観光客の入込状況管理を簡易デジタル入力(フォーム活用)へ移行し、中長期的にはIoTセンサーを導入して自動集計を可能にする。 ② 自動化により得られた観光データを分析し、観光施策および地域経済の最適化につながる基盤整備として位置付ける。 ③ 商店街や物産館、公共施設など、支払い方法としてのキャッシュレス化と、地域通貨や地域利用券などのデジタル化を進める。 ④ 空き家・住宅情報の状態を正確に把握し、リノベーション支援や賃貸借を通じて、若年層・移住者のニーズに合わせた住宅供給を拡大するため情報発信を推進する。
3. 育てる～結婚・出産・子育て・教育への支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童生徒の出欠連絡をデジタル化し、保護者・教職員双方の負担を軽減する。 ② 登下校時の子どもの安全確保のため、見守り体制の活動ルール化、多層参加の促進、およびICT連携(地域全体で守る仕組み)を推進する。 ③ 母子相談等におけるSNS運用設計による情報提供と緊急時連携の窓口体制を推進する。
4. 暮らす～健康増進・地域コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災行政無線からの双方向型情報ネットワークを構築する(SNS配信、地域防災リーダー報告ルートの確立、一斉通報システムの導入、緊急速報メールの活用等)。 ② 災害現場の状況を迅速に把握するため、ドローン・GIS・クラウドを連携させて判断を効率化し、協定業者・広域連携で人員を補完する。 ③ 停電時の情報・電力確保のため、電力事業者との情報共有協定を拡充し、

- 衛星通信や地域・家庭単位での電源の冗長化（備蓄支援）を進める。
- ④ 公共交通をデマンド型交通（オンデマンド乗合タクシー）へ転換し、医療・買い物・介護と連携した「移動を支える仕組み」を構築する。
 - ⑤ 介護・福祉サービス情報を「ライフイベント別」に整理・図解化し、窓口連携・SNS配信を通じて必要な人に情報が確実に届く仕組みを構築する。
 - ⑥ 公共施設の管理コスト削減と地域資源活用の推進のため、廃校の用途廃止、管理移譲、および指定管理者制度による地域拠点への転換を図る。
 - ⑦ 地域コミュニティの持続性を確保するため、自治会集約の段階的連携を促し、自治会業務のデジタル化と行政による伴走支援を強化する。
 - ⑧ スマホ保有状況を把握し、高齢者層のデジタルデバイド解消のため、「暮らしに密着した便利さ」を体験できる伴走型の講習を実施する。
 - ⑨ なんたんカードによる利用券について、カードとアプリのハイブリッド運用を導入し、スマホ講習で利用ハードルを下げ、精算、集計負担を軽減する。
 - ⑩ 健診受付の不公平感を是正するため、「先着順」を「抽選・優先枠制」へ変更し、オンライン申請・電子申請を活用した体制を構築する。
 - ⑪ 保健師の訪問業務において、対面とオンライン（ビデオ通話）を目的別に使い分けるハイブリッド支援体制を構築し、効率化を図る。
 - ⑫ 避難所情報を現場止まりにせず、デジタル更新によるリアルタイム共有化と、公開すべき情報の基準づくりを図る。
 - ⑬ 介護人材の確保・定着のため、業務のICT化や経営サポート体制構築と同時に、地域全体で介護を支える仕組み（共助モデル）へ転換する。
 - ⑭ 医療福祉関連申請（補装具等）について、オンライン申請フォームと安全通信手段を導入し、郵送・来庁・オンラインを選べるハイブリッド型を整備する。
 - ⑮ 地域内の燃料供給網維持のため、情報共有・予約制で現行体制を効率化し、移動給油車や簡易スタンドで補完する仕組みを構築する。
 - ⑯ 広報活動を「広報誌（丁寧）」と「HP・SNS（リアルタイム）」の二層構成とし、年齢層に応じた広報形式を推進し、情報の核となるホームページリニューアルを行う。
 - ⑰ 豪雨時の河川氾濫情報伝達を迅速にするため、また、水道事業における漏水対応を効率化するため、IoTセンサーによる24時間監視、GIS・AIによる位置特定と情報発信を推進する。
 - ⑱ 地域の担い手（スポーツ指導員、公民館役員など）の高齢化対策として、業務のデジタル化による軽減、参加の柔軟化、および若年層巻き込みを進める。

5.自治体DX	<ul style="list-style-type: none"> ① 公共施設予約、鍵管理、決済をオンライン予約、キャッシュレス決済、スマートロックの導入により三位一体でデジタル化し、無人運用を目指す。 ② 窓口業務の混雑緩和のため、オンライン申請フォームの導入、来庁予約制の試行、およびコンビニ交付の推進を図る。 ③ 死亡に伴う各種手続の負担軽減のため、「おくやみコーナー」を設置し、共通申請書や「おくやみナビ」による電子ワンストップ化を実現する。 ④ 入札参加資格申請や文書・財務会計決裁の電子化を進め、小規模試行から始めて職員教育とルール整備を徹底する。 ⑤ 職員の訪問業務（介護認定調査や福祉訪問等）において、業務用タブレットと安全な業務用通信手段を導入し、現場完結化とプライバシー保護を両立する。 ⑥ 支払通知書の電子化を推進するため、PDF化+メール配布から始め、電子請求書受領システムを導入し、町内事業者側のデジタル移行を支援する。 ⑦ 紙の検診申込書について、A I – O C Rなどでデータ化を促進し、紙が残っても集計・統計処理を効率化する。 ⑧ 庁内G I Sの統合活用により、防災、財産管理、地番確認、土地台帳・航空写真の閲覧を迅速化し、庁内データ連携の仕組み構築する。 ⑨ 議会中継の運用リスクを抑えるため、初期段階では録画配信+編集版の公開を維持し、段階的に透明性を高める。
6.官民データ活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 庁内で散在する地番データと地図データをG I Sで連携・統合し、農地、税情報、土地台帳などの基幹情報を一元管理できる基盤を構築する。 ② 観光客入込数や健康ポイント等の活動データをI o Tセンサーヤアプリを通じて収集し、施策効果（E B P M）の測定・分析に活用可能な基盤を整備する。 ③ 庁内データ管理及びルール化により、庁内共有・検索を可能にすることで、職員によるデータ利用を促進し、業務効率化を推進する。
7.推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① DX推進体制として、最高情報統括責任者（C I O）（副町長）を統括し、I T P L会議（課長級）が策定、推進、変更を総合調整する。 ② DX推進の前提として、既存の行政手続を前提とせず、業務内容や業務プロセス等を抜本的に見直し、再構築する（B P Rの徹底）ことを大前提とする。 ③ 情報セキュリティ対策と実効性のある研修を行うことで、組織及び職員のセキュリティレベルを上げる。

付録 用語説明

用語	説明
A I - O C R	O C RにA I技術を加えたもの。A I技術を組み合わせることで、機械学習による文字認識率の向上や、帳票フォーマットの設計をせずに、項目を抽出することが可能。
I C T	「Information and Communications Technology」の略。「情報通信技術」と訳される。「I T」より通信の重要性が強調されている。
B P R	「Business Process Re-engineering」の略。社内の業務内容やフロー、組織の構造などを根本的に見直し、再設計すること。DX推進の前提となる考え方である。
C I O	最高情報統括責任者 (Chief Information Officer)。首長のリーダーシップの下、全庁的なDX推進体制の中心となり、DX推進計画の統括、調整を行う。
D X (デジタル・トランスフォーメーション)	I C Tの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念。単なるアナログ情報のデジタル化にとどまらず、プロセス全体もデジタル化することで新たな価値を創造し、その結果として社会的な影響・便益をもたらすもの。
E B P M	Evidence Based Policy Makingの略。政策の企画立案等を、証拠(データ)に基づいて行うこと。官民データ活用の推進により実現を目指す。
e L - Q R	地方税の納付書に印字される地方税統一QRコードのこと。令和8年9月までに、地方税以外の公金(国民健康保険料、介護保険料等)についてもe L - Q Rを活用した納付が可能となるよう導入が推進されている。
オープンデータ	町が保有するデータについて、誰もが容易に利用できるよう、機械判読に適した形式で二次利用可能なルールの下で公開することを目指す。
官民データ活用推進基本法	官民データの適正かつ効果的な活用を推進するための基本法。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
デジタルファースト	個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結すること。デジタル化の基本原則の一つ。
テレワーク	I C Tを利用して場所の制約を受けずに、自宅や出先などで働くことができる形態。
スマホ	スマートフォンの略語であり、高機能で多機能な「通話機能付小型パソコン」です。アプリを導入すると機能追加が可能であり、タッチパネル方式等がある。